

青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

デジタル化の推進に伴い、保育所等の事業者等が作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続き等に関係するもので、書面等によることが規定又は想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加するため、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が令和3年8月2日に改正されたことに伴い、所要の改正を行うため制定するものである。

2 改正内容

(1) 保育所等の事業者等の業務負担軽減

- ・保育所等の事業者等における書面等の作成、保存等について、電磁的方法による対応も可能である旨を規定するもの。

(2) 保育所等を利用する保護者の利便性向上と保育所等の業務負担軽減

- ・保護者への説明等のうち、書面等で行うもの及び書面等で行うことが想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨を規定するもの。

(3) その他

- ・所要の規定の整理

3 施行期日

公布の日

青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成二十六年青森市条例第二十八号)の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第三章 [略]</p> <p><u>第四章 雑則（第五十三条）</u></p> <p>附則</p> <p>第一条～第四条 [略]</p> <p>（内容、手続の説明及び同意）</p> <p>第五条 [略]</p> <p><u>2 [削る]</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章 [略]</p> <p><u>[追加]</u></p> <p>附則</p> <p>第一条～第四条 [略]</p> <p>（内容、手続の説明及び同意）</p> <p>第五条 [略]</p> <p><u>2 特定教育・保育施設の設置者は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第四項に定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設の設置者は、当該文書を交付したものとみなす。</u></p> <p><u>一 電子情報処理組織を使用する方法のうち</u></p> <p><u>イ又は口に掲げるもの</u></p> <p><u>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p><u>ロ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録され</u></p>

改正後	改正前
<p>3 <u>〔削る〕</u></p> <p>4 <u>〔削る〕</u></p> <p>5 <u>〔削る〕</u></p>	<p><u>た前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u></p> <p><u>二 磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3 <u>前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p>4 <u>特定教育・保育施設の設置者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>一 第二項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</u></p> <p><u>二 ファイルへの記録の方式</u></p> <p>5 <u>前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設の設置者は、利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定によ</u></p>

改正後	改正前
<p>第六条～第三十七条 [略]</p> <p>(内容、手続の説明及び同意)</p> <p>第三十八条 [略]</p> <p><u>2 [削る]</u></p> <p>第三十九条～第四十一条 [略]</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第四十二条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満三歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満三歳未満保育認定子どもにあつては、第三十七条第二項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び<u>第四項第一号</u>において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p><u>る承諾をした場合は、この限りでない。</u></p> <p>第六条～第三十七条 [略]</p> <p>(内容、手続の説明及び同意)</p> <p>第三十八条 [略]</p> <p><u>2 第五条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</u></p> <p>第三十九条～第四十一条 [略]</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第四十二条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満三歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満三歳未満保育認定子どもにあつては、第三十七条第二項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号_____において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2・3 [略]</p>

改正後	改正前
<p>4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第一項第三号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>一 市長が、<u>児童福祉法第二十四条第三項(同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満三歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき</p> <p>二 [略]</p> <p>5～9 [略]</p> <p>第四十三条～第五十二条 [略]</p> <p>第四章 雑則</p> <p><u>(電磁的記録等)</u></p> <p>第五十三条 特定教育・保育施設の設置者等は、 <u>記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)</u>により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)<u>により行うことができる。</u></p> <p>2 特定教育・保育施設の設置者等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されて</p>	<p>4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第一項第三号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>一 市長が、児童福祉法第二十四条第三項_____の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満三歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき</p> <p>二 [略]</p> <p>5～9 [略]</p> <p>第四十三条～第五十二条 [略]</p> <p><u>[追加]</u></p>

改正後	改正前
<p><u>いる場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第四項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設の設置者等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設の設置者等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</u></p> <p><u>一 電子情報処理組織を使用する方法のうち</u></p> <p><u>イ又はロに掲げるもの</u></p> <p><u>イ 特定教育・保育施設の設置者等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p><u>ロ 特定教育・保育施設の設置者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設の設置者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u></p> <p><u>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p><u>3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p><u>4 特定教育・保育施設の設置者等は、第二項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>一 第二項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設の設置者等が使用するもの</u></p> <p><u>二 ファイルへの記録の方式</u></p> <p><u>5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設の設置者等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第二項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>6 第二項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第二項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第四項」とあるのは「第六項において準用する第四項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第一号口中「記載事項」とあるのは「同意に関</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第二号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第三項中「前項各号」とあるのは「第六項において準用する前項各号」と、第四項中「第二項」とあるのは「第六項において準用する第二項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第一号中「第二項各号」とあるのは「第六項において準用する第二項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第六項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第二項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。</u></p> <p>附 則 [略]</p>	<p>附 則 [略]</p>